

三原城跡歴史公園における喫煙、裸火使用又は危険物品持ち込みの解除承認の特例について

喫煙、裸火使用又は危険物品持ち込みの承認に関する要領（令和元年10月1日付三消本予第1100号）中、第6条第7項の「解除承認の特例」については、次の審査基準により判断すること。

- 三原市文化課が指定する火気使用範囲内であること。（別図参照）
- 原則、露店で使用する火気のみであること。
- 燃料は、最小限度の数量であること。
- 「露店等の開設届出書」が届けられ、事務処理マニュアルで規定する「イベント開催時の事前チェックポイント」に全て適合していること。
- 防火管理者を明確に定め、火災予防上の措置が適切に遂行できる体制を構築していること。